

平成 23 年 6 月 30 日

独立行政法人 日本学術振興会

理事長 小野 元之 殿

独立行政法人 日本学術振興会

監事 會田 勝美

監事 京藤 倫久

平成 22 年度監事監査結果報告書

独立行政法人 日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 22 年度における業務執行状況及び会計・経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 総括的監査意見

1. 業務執行状況について

役員会、評議員会、各種委員会・審査会、学術システム研究センター運営委員会・主任研究員会議等に出席し、振興会全体の運営及び各部の業務の執行状況を拝見した結果、振興会の設置目的及び法令等の定めに従って、運営及び業務は全体として適切に執行されているものと認められる。また、人件費の制約がある中で、業務の合理化と効率的な運営を進めることにより増大する業務に対処しており、その努力は高く評価される。

しかし、現状の職員数で更なる合理化と効率的な運営を目指すにあたっては、業務に支障をきたさないように、全体の業務量を踏まえた人員配置と個々の職員の処理能力の向上等のための体制作りが急務であると思料される。

(内部統制について)

月 2 回開催される役員会に課長以上の幹部職員を全員陪席させており、これにより運営方針や事業運営をはじめとした内部統制に関する内容が組織内全職員に周知されている。また、監事も本役員会に毎回出席し、理事長のマネジメントに対し意見を述べることを通して、理事長との円滑なコミュニケーションを図ることができておらず、内部統制は十分機能しているものと思料される。

(事業仕分け結果等への対応について)

一昨年の事業仕分けに引き続き、平成 22 年 4 月 26 日に事業仕分けが行われた。その結果、他機関との科研費情報の共有化促進や学術の振興に関する調査及び研究等について改善するよう指摘さ

れた。それらについては学術システム研究センターを中心に改善がはかられるとともに、その他の指摘事項についても迅速に改善がはかられたことは評価したい。

平成 22 年度末に事務室の移転を行い、事務室の大半が集約化されたことから、更なる業務の効率化が期待できるとともに、移転に伴い、平成 23 年度以降の年間賃借料が大幅削減となったことは評価できる。また、振興会においては、不要・過大な資産の保有は見受けられないことを確認した。

なお、会計検査院により科学研究費補助金に係る研究成果報告書の未提出者の存在が指摘されたことは残念であるが、振興会において当該指摘に速やかに対応し、未提出者及び研究機関代表者に対して提出の督促を行うとともに、未提出者に対しては科研費の配分を行わない仕組みを周知するなど、既に改善がはかられていることを確認した。

2. 会計・経理の執行状況について

会計・経理の執行状況については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、特別勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。

財務諸表等については、平成 22 年度から法定監査人による監査が義務づけられた。監査の結果については、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

(実物資産の調査結果について)

平成 22 年度末における事務室移転前に、移転前の資産の管理状況を把握し、移転後においても管理物品等が適切に管理されているか実査するよう総務部長に対し指示を出した。実査の結果、移転前の資産及び移転後購入された資産は、資産管理台帳に基づき良好に管理されていることが確認できた。今後も良好な資産管理状況を把握するため、毎年度定期的に現物実査を行うこととされた。

3. 給与水準について

給与水準については平成 15 年度より毎年度引き下げの努力が続けられており、平成 22 年度には対国家公務員指数は 111.7 に引き下げられた。なおこの値は、地域・学歴勘案すると 97.7 となる。また、平成 17 年度を基準とすると、平成 22 年度の削減率は△8.6% であり、人勧補正後の削減率は△5.4% となり、5 年間で 5% 以上の削減が達成されたことは高く評価される。

上記のように、振興会職員の給与は適正な水準に見直されており、総人件費改革に向けた取り組みが着実に進められていると思料される。なお、契約監視委員会において、毎年度運営費交付金が削減されていることから、総経費抑制がむしろ重要であるとの意見があつたことを付言しておきたい。

4. 自己点検及び自己評価について

中期計画や年度計画の実施状況については、毎年度、自己点検・評価を実施し、外部評価委員会の評価を受けて次年度以降の業務の改善に生かす体制をとっている。

平成 22 年度は、振興会が果たすべき役割や具体的な事業等、全 20 項目について詳細に自己点検評価を行っている。これらの評価結果は高い水準（全 20 項目に対して、S 評価 10 項目）にあり、それぞれの項目に対する自己評価結果は、監事の評価とほぼ合致しており、適正な自己評価であると認める。

II 重点監査項目について

1. 検収体制について

振興会においては、発注した物品が納品される際受領した職員（検収者）が、納品物品の確認を行い、納品書にサイン及び日付を記入することとしている。今後は、発注者と検収者を明確に分けることによる牽制体制を強化するとともに、振興会事務所外での納品に対しても検収体制・方法を周知徹底することが望まれる。

2. 契約業務の改善について

契約監視委員会での審議を踏まえて、随意契約件数が減り一般競争入札での契約件数が増えたことについては評価できる。他方、一般競争入札業務については、会計業務に精通した知識や経験が必要であり、こうした者に対する負担増加や適任者が少ないとによる人事異動等の硬直化につながることなどが懸念されるところである。

こうした状況の打開のため平成 22 年度において、契約担当者に限らず広く事務職員を対象とした勉強会を開催したことは高く評価できる。今後は初任者を対象とした勉強会を開催するとともに、勉強会資料の充実や専門家を招いての研修会の開催などにより、振興会内における契約事務のさらなる周知を行うことが望まれる。また、随意契約の見直しについても引き続き取り組まれたい。

3. 基金の管理について

平成 21 年度補正予算において造成された「先端研究助成基金」並びに「研究者海外派遣基金」が、勘定を明確に区分し管理されてきたことは評価できる。また、平成 22 年度末の「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の交付決定に先立ち、助成金説明会を 2 度開催し、すべての採択研究者、研究機関の事務担当者に対し事業の趣旨等を周知したことは評価される。平成 23 年度に造成する「学術研究助成基金」の管理についても、他の基金同様に一般勘定と明確に区分して管理されたい。

また、今後も振興会として、これら基金の経理に関わる研究機関での管理・経理が適正に行われるよう、研究者や事務担当部門に十分な説明・指導を行うとともに、振興会における基金の管理・経理にあたっては、基金管理を担当する部署において、事業計画予算の作成、執行の管理、財務諸表の作成など、一般勘定に倣い適切に対応することが望まれる。

III 今後、検討を希望する事項

1. 電子申請システム等の一般競争入札への移行に関する検討委員会の設置

振興会では、ファンディング・エージェンシーとして、研究者の利便性や業務の効率化を図るために、科研費の電子申請システムや審査員選考システム等（以下、「電子申請システム等」という。）を中心にソフトウェアの構築とそれらのカスタマイズを実施してきた。これにより、審査や交付内定通知の発送等の迅速化が図られるなど大きな成果をあげてきたことは評価できる。

しかし、その反面、①電子申請システム等の維持やカスタマイズに要する経費が振興会における継続的な負担〈経費上の課題〉となっていること、②本システムの構築時にパッケージ製品のカスタマイズで対応したことにより、著作権を買い取ることができなかつたため、それ以降の契約はすべて当該システムの構築に関わった特定業者との随意契約〈契約上の課題〉となっていること、③更には、振興会における経年の人事異動により、申請から審査、交付までの業務全体に精通した者が少なく、業務とシステムの最適化について課題がある状態〈管理上の課題〉となっていることも事実であろう。（なお、平成21年度の契約監視委員会においては、これらの契約が「真にやむを得ないもの」とカテゴライズされていることを付言する。）

従って、電子申請システム等について、現状のままカスタマイズを継続していくのか、科研費の基金化なども踏まえ、かかるべき時期に電子申請システム等を業務とシステムの最適化を考慮して再構築するのか、振興会としての考え方を検討し、今後の方向性を決定することをお願いしたい。